

平成 23 年 10 月 11 日

文化庁長官官房著作権課  
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法に関連する規制への意見

氏名 ネットワーク音楽著作権連絡協議会 代表世話人 佐々木 隆一  
性別・年齢 男性  
職業 団体代表  
住所 東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F  
電話番号 03-5226-8550  
該当項目 使用料規程の届出（第 13 条第 1 項前段）  
意見

1. 要旨

著作権等管理事業法第 13 条第 1 項前段は、著作権等管理事業者が使用料規程を定める場合、予め文化庁長官に届け出なければならないことを規定している。また、第 13 条第 2 項では、著作権等管理事業者が使用料規定を定める際には、その内容について利用者又は利用者団体からの意見の聴取する努力を行うことが義務付けられている。しかし、この義務は、著作権等管理事業者の努力義務にとどまることから、利用者又は利用者団体が到底合意できない内容の使用料規定でも、意見聴取の努力だけ行えば、使用料規定として届け出ることが可能となっている。したがって、使用料規定の届出については、現行の届出制ではなく認可制とし、使用料規定の内容の妥当性および利用者又は利用者団体からの意見について審査を行い、基準に達しない場合には認可しないという規制を導入すべきである。

2. 詳論

著作権等管理事業者は、文化庁長官に使用料規程を届け出ることにより、事業を開始することができる。しかし、管理事業法第 13 条 2 項は、「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するよう努めなければならない」と努力義務を規定するにとどまり、著作権等管理事業者に対して利用者又は利用者団体と協議することを義務付けてまではいない。同項を努力義務とした趣旨は「管理事業者の中には小規模で利用者への影響力が極めて小さい者もいることが想定されることや、使用料規程の内容に対する意見を申し述べることができる利用者または利用者団体が存在しない場合も想定されること等を踏まえて

のもの」<sup>1</sup>と解説されている。しかしながら、著作物は代替性がなく、著作権等管理事業者の規模の大小にかかわらず、利用者は個々の著作権等管理事業者が定める使用料規定に従わざるを得ない。著作権等管理事業者は、権利者から著作物等の委託を受けて管理する立場にあるために、利用についての使用料を恣意的に決めることができる立場にあり、そして、委託を受けて管理する著作物は代替性がない独占排他性の強い権利であるという特徴をもっているため、利用者は恣意的に決められた使用料の条件を飲まざるを得ない状況になっていることは問題である。

また、著作権等管理事業法施行規則第14条には、使用料規程を届け出る際に「利用者又は利用者団体からの意見を聴取するように努めたことを疎明する書面」を提出することが必要とされている。しかし、その書面内容を利用者又は利用者団体が確認することができず、およそ疎明したとはいえないものであっても受理されてしまう。このように、使用料規程の内容について意見聴取努力義務を尽くしていないことが判明した後にも業務改善命令等の措置がとられていないため、現在の著作権等管理事業法の下での制度設計及び運用においては、使用料規程の内容について利用者団体からの意見が反映されることが担保されていないと言わざるを得ない。

したがって、かかる現行の制度が維持されるという前提であれば、現行法の採る使用料規程の届出制は改め、認可制を採るべきである。

以上

---

<sup>1</sup>著作権法令研究会編『逐条解説著作権等管理事業法』85～86頁（有斐閣、2001年）